

上天草市老朽危険空家等除却促進事業補助金

補助申請手順の進め方

※注意事項※

- ・ 家屋を解体することにより、固定資産税が増額する場合があります。
- ・ 契約する解体業者は、本市内に本店、支店又は営業所を有する業者に限ります。
- ・ 交付決定前に契約、工事着工等を行っている場合、補助対象となりません。
- ・ 補助事業は原則、敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事とします。
(周辺環境に影響を及ぼさない工作物(門又は塀等)、立木等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができます。)

